

会 則

登山クラブ六摩会

第一章 総 則

第1条 (名 称)

本クラブは、「登山クラブ六摩会」と称する。

第2条 (目 的)

本クラブは、登山活動により心身を鍛え、山仲間との友情を深め、夢と感動を追求し、自主的精神に満ちた人間形成の場とすることを目的とする。

第3条 (活 動)

本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 四季の山行及び合宿
- 2 講習会、研究会、新ルートの開拓、文化行事
- 3 機関紙の発行
- 4 会員の希望による各種の行事

第3条の2 (目的外活動の禁止)

本クラブにおいて、政治的、経済的、宗教的活動等、目的外の活動をしてはならない。
本クラブ及び会員をこれらに利用してはならない。

第二章 組 織

第4条 (会 員)

本クラブ会員は、国籍、性別、年齢を問わない。

第4条の2 (永年会員)

- ① 本クラブに永年会員をおく。
- ② 永年会員に関する規定は、別に定める。

第4条の3 (OB会員)

- ① 本クラブにOB会員をおく。
- ② OB会員に関する規定は別に定める。

第4条の4 (夫婦会員)

本クラブに夫婦で会員となっている者については、別に定めるところにより、特別の扱いをすることができる。

第5条 (入 会)

本クラブの会員となるには、リーダー会の承認を得なければならない。

第6条 (退 会)

- ① 退会を希望する者は、リーダー会に退会を申し出なければならない。
- ② クラブの山行、行事及び会合に6ヶ月以上無断で欠席し、会費を6ヶ月以上滞納した者は、リーダー会の決議により退会扱いとすることができる。

第7条（役員）

本クラブには、次の役員をおくことができる。

会長 副会長 登山部長 総務部長 会計部長 編集部長 装備管理部長
広報教育部長 遭難対策部長

第8条（選挙）

- ① 本クラブの役員は、会員の互選による。
- ② 選出方法は、無記名による個別選挙又は会員間の推薦による選出とする。

第9条（任期）

役員の任期は1年とする。但し再選を妨げない。

第10条（副部長）

- ① 各部には、部長の指名、リーダー会の承認により、副部長をおくことができる。
- ② 副部長は、他の役員と兼任することはできない。
- ③ 副部長は、部長に支障がある場合に事務を代行する。

第11条（登山部リーダー）

登山部には、部長の指名、リーダー会の承認により山行リーダーをおくことができる。

第12条（会長）

会長は、本クラブを代表し、会務を総括する。

第13条（副会長）

副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある場合は会長を代理する。

第三章 会 議

第14条（定例総会）

- ① 本クラブの定例総会は、年1回、12月第1日曜日に行う。
- ② 定例総会により次の事項を決議する。
活動報告 決算報告 役員の変更 活動方針 予算 会則の改正

第15条（臨時総会）

- ① 臨時総会は、会員5名以上の請求又はリーダー会の決議により開催される。
- ② 臨時総会は、請求及び決議のあった日から30日以内に招集することを要す。

第16条（運営）

総会は、会長が招集し、運営は総務が行う。

第17条（定足数）

- ① 総会は、会員総数の2分の1以上の出席で成立する。
- ② 会員数は、総会開催の2週間前に確定する。

第18条（決議）

総会の決議は、多数決による。

第19条（リーダー会）

リーダー会は、総務部長の招集により開催し、会運営全般に関することを討議決議する。

第20条（構成）

- ① リーダー会の構成メンバーは、会長、副会長、各部長及び登山部リーダーとする。
- ② その他の会員も出席して意見を述べることはできるが、決議に参加することはできない。

第21条（定足数）

リーダー会は、構成メンバーの2分の1以上の出席で成立する。

第22条（リーダー会の決議）

リーダー会の意思決定は合議制とする。討議を尽くし、意見の調整がつかない場合、会長が最終決定権を有す。

第23条（報告）

リーダー会で決定した事項は、会報、総会等で会員に報告することを要す。

第四章 山行計画

第24条（会山行）

「会山行」とは、例会で計画立案された山行及びリーダー会で会山行として承認された山行をいい、それ以外の山行は「個人山行」として取り扱うこととする。

第25条（登山計画書）

- ① 山行を行おうとする者は、登山計画書を作成し提出しなければならない。但し、近郊の日帰りハイキングは除く。
- ② 計画書は、六摩会会長、六摩会登山部長の承認を経た後、登山地を管轄する警察、兵庫県山岳連盟及び当該山行の緊急連絡先に事前に提出することを要す。

第26条（下山連絡）

- ① 山行は、下山後、速やかに緊急連絡先に下山連絡を行わなければならない。
- ② 緊急連絡先に指定された者は、最終下山予定日時を過ぎても下山連絡がない場合は、直ちにリーダー会のメンバーに連絡を取り、対策を協議すること。

第27条（個人山行）

- ① 個人山行を行う場合は、自己の責任で実施し、登山計画書の六摩会への提出は任意とする。また、計画書には「六摩会」の名称を使用せず、個人として所定の機関に提出すること。なお、計画書を会に提出した場合は、下山連絡をすること。
- ② 個人山行は、原則として会の総会、合宿、記念行事等の主要行事と同日日に行わないよう配慮すること。

第五章 遭難対策

第28条（山岳遭難保険）

- ① リーダー会は、遭難を予防するために、山行管理及び山岳遭難保険の斡旋を行う。
- ② 岩登り、沢登り、雪山を行う者は、山岳遭難保険に加入しなければならない。
- ③ 会の山行において、遭難が発生した時は、山岳遭難保険受取金は、一旦、本クラブの収入とし、遭難救助費用その他の支払いを済ませた後、尚、残余があれば、山行参加者の家族に還付し、又、不足が生じた場合は同家族の連帯負担とする。

第 29 条 (遭難対策基金)

本クラブは、不慮の事故、遭難に備え、遭難対策基金を積み立てる。積み立て方法、金額、使途などについては別に定める。

第六章 財 政

第 30 条 (会計年度)

本クラブの会計年度は、前年 1 2 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までとする。

第 31 条 (会 費)

- ① 本クラブの経費は、会費及び寄付によって賄う。
- ② 会員は、会の運営経費として、月 5 0 0 円を会費として納める義務を負う。

第七章 改 正

第 32 条 (改 正)

本会則の改正は、会員の発議により、総会において決議することを要す。

第八章 補 則

第 33 条 (慶 弔)

会員が死亡した時は、弔慰金及び供花を贈るものとする。弔慰金の額については、その都度リーダー会で検討し決定する。弔慰金については、雑費または予備費で対応する。

第 34 条 (賞 罰)

- ① 本クラブの活動及び運営に関し、著しい功績のあった者には、総会において表彰することができる。
- ② 本クラブの名誉を著しく毀損した者、故意に会則に反する行為を行った者は、リーダー会の決議により除名することができる。

以上

昭和 38 年 1 月 1 日

昭和 49 年 12 月 1 日改正

昭和 52 年 12 月 4 日改正 永年、OB、夫婦会員の規定を新設

昭和 57 年 12 月 5 日改正 会費月額 400 円を 500 円に増額

昭和 60 年 12 月 8 日改正 永年、OB 会費年額 2000 円を 3000 円に増額

平成 9 年 12 月 7 日改正 役員に遭難対策部長を新設

平成 15 年 12 月 7 日改正 会則改訂

会費月額 700 円に、永年会費年額 4200 円に増額 (遭難対策基金設置のため)

平成 27 年 12 月 6 日改正 個人山行規定 (27 条) の改訂

平成 28 年 12 月 4 日改正 会費月額 600 円に、永年会費年額 3600 円に減額

平成 30 年 12 月 2 日改正 33 条、慶弔の改訂 会員本人の死亡のみとする。慶弔規定は廃止

令和 4 年 12 月 4 日改正 会費月額 500 円に、永年会費年額 3000 円に、OB 会費年額 2000 円に減額